

## モニタリングポストの継続配置を求める意見書

原子力規制委員会は、2018年3月20日、福島第一原発事故後7年が経過したことから、避難指示が出た12市町村以外にある約2,400台の学校や保育園、公園など子ども達の生活空間にあるモニタリングポスト(リアルタイム線量測定システム)を2021年3月末までに順次撤去することを決定した。

2017年12月に福島県内各市町村への意見照会した結果、各自治体からは継続配置を求める意見が提出されているのにも関わらず、住民の意思が無視されている。

報道によれば、撤去の基準は国の除染基準である毎時0.23マイクロシーベルトを下回る地点、撤去の理由としては「線量に大きな変動がなく安定しているため、継続的な測定の必要性は低いと判断した」とされている。

多くの地点で国の除染基準を下回っているとしているが、福島原発事故以前の状態からすれば依然として数倍の高さである。福島原発の「廃炉」は今後数十年かかる見込みであり、その間の事故や天災などにより再び放射性物質が周辺に拡散する可能性がある。事故7年後の今でも、広い範囲で除染土や除染ごみが仮置きされ、自然災害や火災などで周辺に再拡散する可能性がある。

モニタリングポストの目的からすれば、福島県内で「廃炉」作業が行われ、中間貯蔵施設や仮置き場に除染土や除染ごみが存在している限り、福島原発事故以前のレベルに戻るまで設置を継続すべきである。よって政府に対し、モニタリングポスト撤去を撤回し、継続配置を求め、下記を要望するものである。

### 記

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故による不安の要因は、空間線量の高低だけに留まるものではない。モニタリングポストの設置が不要かどうか判断する「決定の権利」は住民が持つべきである。
- (2) 原発事故はいまだ継続中であり、空間線量を可視化して安全を確認できるモニタリングポストは、住民の最低限の「知る権利」を保障するものである。配置を継続し、撤去は廃炉作業が全て終了してから行うべきである。
- (3) 帰還困難区域内の山火事の発生や産廃処分場における火災などが発生している。放射能を含む大気中粉じんの実態も県民にとって大きな関心である。大気中粉じん濃度測定のためのダストモニターのより広い範囲での設置を求める。
- (4) モニタリングポスト撤去について、広く住民からの意見の聴取を行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月3日

所 沢 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

環境大臣